

環境委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市環境基本条例（以下「条例」という。）第22条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の円滑な推進を図るため、環境委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 環境委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 基本政策に関すること。（条例第7条）
- (2) 環境基本計画に関すること。（条例第8条）
- (3) 環境基本計画を推進するための実施計画及び行動指針に関すること。（条例第9条）
- (4) 年次報告に関すること。（条例第10条）
- (5) 行政の環境監査に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、条例が定める推進施策の策定並びにその推進及び調整に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員会の委員長は環境部長、副委員長は都市経営部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会の事務を総理し、会議を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。
- 6 委員会の会議は過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 委員長は必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 8 委員長は必要があるときは、委員会の議事に関係のある職員を出席させて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第4条 委員長は、委員会に必要な調査及び検討を行うため、必要に応じ、複数の作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名する関係課の所属長から推薦を受けた者の中から、委員長が定める。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長はゼロカーボンシティ推進課長を、副部会長は部会長が指名する。

(庶務)

第5条 委員会、幹事会、作業部会の庶務は、環境部ゼロカーボンシティ推進課が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年8月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表1 環境委員会委員となる者の職名

職名
総務部長
危機管理監
都市活力部長
財務部長
市民協働部長
市民協働部理事
福祉部長
健康医療部長
こども未来部長
こども家庭支援監
都市計画推進部長
都市基盤部長
会計管理者
市立豊中病院看護部長
市立豊中病院事務局長
豊中市上下水道局経営部長
豊中市上下水道局技術部長
豊中市消防局長
教育委員会事務局長
教育委員会事務局理事
教育委員会事務局教育政策監
豊中市議会事務局長
豊中市伊丹市クリーンランド事務局長